

オランダ連合東インド会社と日本貿易

—Generale Missiven 試訳— (2)

栗原福也

アントニオ・ファン・ディーメン、フィリップス・ルカスゾーン、アルト
ウス・ヘイゼルス、ハンス・プトマンス、アントニオ・カーン、ヨアン・
オッテンス二世より、バタヴィア発、一六三六年十二月二十八日(同、五
八五―五九一頁)

貴方がたは、(タイオワン)長官ヨハン・ファン・デル・ブルフの報
告書の要約から、タイオワン航行中の閣下(ファン・デル・ブルフ)がど
のようなことに遭遇したかを知るだろう。すなわち閣下は会社の命令に
従って、わが日本貿易に新しい紛争を起ささないように、帆の下に豊かな
荷を積んでマカオから日本に向けて航行する四隻のポルトガルのガレオ
ット船に攻撃を加えることなく通航することを許したが、恐らく二、三年
のうちには出会わないであろうような素晴らしい獲物が通過するのを見

オランダ連合東インド会社と日本貿易

すごさねばならないのは(閣下にとって)いかにつらいことだったかを。

省略〔日本についての報告〕

上記商館長(クレーバッケル)⁽²⁾の当地(バタヴィア)到着以来、われ
われは彼とともに(インド)評議会の内外で日本の状態や同地での会社
の取引についてなんども話しかつ論じ合い、彼の方針が貴方がたやわ
れわれの方針とまったく合致していることを確認した。というのも、パ
ンカドという理不尽な慣行によって、生糸(取引)における会社の利益
の多くは失われるとしても、会社が日本での取引を継続しようと望むな
らば、日本人にこびへつらい、素直に彼らの命令を厳守しなければなら
ないということだ(3)。

省略〔シヤムおよび日本への船送〕

(クーケバツケルは)時機を失せずタイオワンに銀を補給しなければならぬときには、マカオのナヴェッタ船に損害を与えないという約束のもとに、会社の船がナヴェッタ船よりもさきに日本を出帆できる許可をえるように努力するだろう。銀補給のための資金は利子つきで借りるが、よく知られているように、そうすることで大官の好意をえられるのである。

われわれは、本年、種々の積荷で金十八—十九トンすなわち二百万ゲルデン(相当の商品)が日本に到着すると見積っていたが、この見積り額はカンボジャの鹿皮と鮫皮などを入手しなかったこと、またタイオワンでの資本がやや不足したことによって、およそ金三—四トンほどの減少になった。

省略〔日本およびタイオワンからの船の到着〕

さらに、われわれは非常によい嬉しい知らせを聞いた(全能の神に感謝を)。すなわち、

われわれは江戸滞在五二日のうち皇帝陛下に拝謁を給わり、大燈架を含む献上品は公式に受納され、大いに賞讃された。

また、閣老たちは贈り物を公然と受けとることを好まなかったので、閣下(カロン)はそれらの贈り物を封印し、釘づけにした木箱に収めて屋敷に送り届けさせた。

また、会社の貿易に対するさらに煩瑣な制限のすべて、また皇帝の五

つの都市の頭人たちの請願は閣老讃岐殿(酒井讃岐守忠勝)により激しく非難されて却下された⁽⁵⁾。

また、われわれはつぎに(平戸に)到着する会社の船からは、積荷を下ろすに当たって、もはや長崎の奉行に承諾を求める必要はなく、以前のように平戸の奉行に申し入れることになる。そして会社の船は航海の準備が整い次第、マカオのガレオット船を襲撃しないという誓約のもとに、出帆することができる。しかしながら、わがワッセナル号⁽⁶⁾は(出帆)予定日の十五日もあとまで留め置かれた。このようなことは今後もう生じないだろう。

また、平野藤次郎、角倉、茶屋(四郎次郎)末吉(孫左衛門)殿、その他の錚々たる日本商人らは、以前のように、トンキン、交趾シナ、カンボジャなどへの貿易を行なえるよう宮廷への嘆願書をもって要望したが、彼らの要望はあっさりと却けられた。神よ(彼らへの許可が)決して与えられないことを。

また、皇帝陛下は燈架⁽⁷⁾をとりわけ気に入られ、江戸から四日間の旅程の日光にある社の、彼の父の墓所にその燈架を運ばせ、そこへ架けさせた。

また、陛下は彼の父の廟所参詣から江戸に帰還した直後、閣老讃岐殿に命じてこの燈架(日本語で燈籠と呼ばれる)に酬いるため、ネーデルラント人を賞讃し、スホイト銀二百枚すなわち(一テールを)五七スタ

イフェルとして八六〇テールの銀を彼らに贈らせた。

上述の閣老は「彼は時機をうかがってピーテル・ノイツ氏の釈放を懇願することを引受けてくれていた」皇帝陛下がいたく上機嫌なのを見て、有難いことに、監禁中のタイオワン長官（ノイツ）のために陛下に言上し、彼が釈放されんことを嘆願した。皇帝は即座に嘆願を聴許されつぎのように述べた。すなわち、低姿勢で長官を日本へ送ってきたことに私は満足したので、彼を釈放し、彼の犯行を赦し、つぎの船便で彼の国に向って出発させることを認めると。

この命令はただちに平戸に届き、前記ノイツは釈放されて自由の身となり、今月十一日ワッセナル号で当地に到着した。

彼は到着後直ちに、（本報告を託した）この本国行きの船でさらにネーデルラントへ送還されるよう請願書をもって「その本文をここに同封する」インド評議会に要望したが、一六三三年九月十七日彼の不在中に司法会議によって下された中間判決に対し、また検察官がノイツの責任に帰した多くのことに對し、当地において書面をもって詳細に答弁するようにとの今月十六日のインド評議会の決議のゆえに、彼の要望は拒絶された。上記ノイツは、総督スペックスが（帰任に際して）自分に関する証拠書類その他一切の書類を故国へ持ち帰ってしまったので、自分には証拠書類が欠けていると主張し、自分を貴方がたのもとへ送り返すように、したがって出発を認めるように、必死になって申し立てたが、当地

のわれわれはこれを容認することはできない。評議会としてはこの難題から解放されたいが、とはいえ、この人物に判決を下さぬまま貴方がたのもとに帰るのを許すことを決定しかねている。この件に関し、われわれは貴方がたの命令に従い、会社への職務を遂行したと信じる。そのようなわけで、上記の件に関して、この報告書への貴方がたの返事をどうかお聞かせ頂きたい。

ふたたび日本貿易の件に戻って、われわれは貴方がたにどうか（皇帝への）奉仕を考慮して頂くよう謹しんでお願いする。珍奇な品物を献上して皇帝に奉仕することは会社の日本貿易の繁栄を実現させるからである。というのも、燈架こそ日本における会社の評判がやまり返し始めた唯一の原因だから。

もしも貴方がたが、われわれが要望書に記してお願いした注文の珍らしい品々とともに、総督スペックス氏その他の、日本人の気心に通じた人々の助言をえて、役にたつと判断する品々をわれわれのもとに、もつと送って下さるならば、会社は遠からず以前のように自由となり、また不利益なパンカドも恐らく免れることになり、毎年、金二―三トンの儲けになるだろうことは確かに間違いない。

この件につきわれわれが重役各位にどうか留意頂くよう繰り返しお願いしたいことは、もし注文した馬を舶送することが実行可能だったら、ゆるがせにせず、どうかそうして頂きたいということである。春期

(出帆)の大型船ならばさして難航することもないから(馬の船送は)可能かと思われるが、もしできれば、それに添えて長官の釈放に感謝するため、長途はるばる総督のオラニエ閣下から寄せられた書翰を呈上して頂きたい。「神の加護をもって」われわれの望む上首尾は疑いなしである。

本年、ポルトガル人は四隻のナヴェッタ船に非常に豊かな積荷を載せてマカオから日本へ航行した。同封の積荷の記載でそれらの積荷がどれだけの利益をあげたかをどうぞご覧下さい。⁽¹⁰⁾ポルトガル人はパンカドを忌避して、シナ産生糸を二五〇ピコル二六カテーしか船送しなかったにもかかわらず、最近日本人への返済を果たすのに支払った七万五千テールのほかに、現金で一箱千テール入りの銀二三五〇箱を帰り荷として輸出した。これは一テールにつき五七スタイフェルと計算して六、六九七、五〇〇グルデンの額になるが、さらにそれに加えて、われわれもまた本年約三〇トンの金を日本から輸出したから、(日本貿易は)実に重要な貿易であると評さなければならぬ。以上のことから、貴方がたは日本の富と消費高がどの位かを推断することができるだろう。

ポルトガル人はこのたびの航海は日本人の船舶抵当貸付(投銀)を殆んど預かっていず、カントンでかなりの額のシナ人の資本を借りてきたが、彼らはこのようにして、シナでも日本でも、面倒を回避しようと考えているのだと言いたてていると言われる。

日本のキリシタンはいまなおきびしく迫害されている□。それゆえ、ポルトガルの商人たちはいよいよ邪険にされ、すべてある島(出島)にしっかりと矢来を廻らして閉じ込められ、日本人(役人)以外はなんびとも彼らと話すことができないように監視されているので、彼らは出国の決心を強めている。

(ポルトガル人の)航海のカピタンは今後毎年、みずから皇帝に拝謁するため(日本に)留まらなければならぬ。(彼より)下級の士官は以後、皇帝に拝謁を許されないからである。

貴方がたは、日本人(平戸侯)の意見の要約からつぎのことがお分りになるだろう。すなわちポルトガル人はひどく日本人の反感を買っており、ただ日本人が彼らから利益をえているという理由だけで、ひき留められているのである。したがって、平蔵殿(末次平蔵、長崎代官)や長崎の奉行たちさえ、彼らが会社の船を視察するためわざわざ平戸を訪れたとき、公然とわれわれに知らせたように、もし日本にあるわが商館が上等なカントンの絹織物を供給するならば、ポルトガル人がすぐにも日本から追放されるということが起りえよう。平蔵殿と長崎の奉行たちは平戸で非常に満足し、このような九隻の船でもって、なぜフォルモサ島のケーラン(基隆)にいるスペイン人を追い払わないのかと質問し、皇帝はマカオにいるポルトガル人に対しても攻撃を加えることなどを進んで許すだろうと断言し、またポルトガル人を出し抜くようにいっそう努

力して、彼らより多量の銀を日本から運び出すことができるように、最後にあらゆる珍らしい品々を日本へ運んでくるようにとプレシデントに勧告した。

シャムのジャンク船が国王の名前において日本の皇帝のもとへ航行し、友好とより親密な関係を申し入れ、日本人に再びシャム国への入国許可証を与えるから来航して貿易するように要請した。ジャンク船は皇帝によって拒絶され、任務を果たせず、運んできた積荷とともに日本を離れなければならなかった。日本の皇帝は彼らの主人がシャムの王位を不法に篡奪したことを聞き知っていたからである。このことは日本人の潔癖さを示している。

このシャムのジャンク船はそのあとワンカン⁽¹¹⁾に姿を現わし、船頭はタイオワンで積荷の商品を売り、帰りにシナの商品を輸出したいと申し入れたので、商館はシャムの国王の気を悪くさせないようにと称して、実は彼らがふたたびタイオワンにやってくる気を起こさないように、(安い値段で)商品を買上げようと考え、彼らに許可を与えた。

本年、会社の商品と取引はかなりの商況を呈し「神を讃えよ」、商館長クーケバツケルがわれわれに書いてきたところによれば、日本では一四二万グルデンもの利益があり、それゆえ日本の商館は百パーセント拡大され、日本からの帰り荷は金三〇トンにもなるであろう。会社のシナ産生系一四二一ピコルは平均して一ピコルにつき二六七テールで引き渡

オランダ連合東インド会社と日本貿易

され、三五三人のさまざまな商人のあいだに配分され、またボギー系すなわち黄色生糸は一ピコルにつき一等品三二五テール、二等品二八八テール、三等品二四〇テールだった。さらにトンキン生糸は一ピコルにつき二九〇テール、広南生糸は二三三テールだった。その他の舶載商品はすべて同封の覚え書の通りである□。

最近、故国から送られてきたペロペゼン織は大部分が傷み、一部分は駄目になっていたし、十三番の箱に入ったカヤン織は(送り状の記載に)足りなかった。そのほかにはなんの苦情も聞いていない。ヨーロッパの積荷商品に関する限り、黒色プリンス・サイ織は需要がないのでもう送って頂かなくてよい。わが日本商館の注文がかなえられるよう気をつけ、商館が売れ行きの良いものを受け取り、需要のないものは勘弁してもらおうようにして頂きたい。そうすることで会社への最善の奉仕が行われるだろう。

われわれの計算によれば、タイオワンの長官はいままたシナの商品のために金二〇トンを必要とするであろう。そうすれば、一六三七年、(金)二五トンから二八トンあるいはそれ以上の資本(商品)が日本に到着するだろう。そうなった場合、神の加護により恙無くあれば、さらに(金)二五トン以上の利益があがるだろう。

本年、日本における会社の取引から、諸経費を差し引いて生じた金三〇トンと、一ヶ月につき一パーセントの利子で借りることを決定した二

十万テールすなわち五十七万グルデンとを合わせた三百五十七万グルデンは、貿易継続のために、以下のように（各地域へ）配分された。すなわち

ノールトウェイク号でシャムへ。……………十万グルデン
 フロル号、ジャンク船一隻でトンキンへ。生糸六〇〇―七〇〇ピコル
 買いつけのため……………十五万グルデン
 広南へ。銭すなわち銅銭で。ただし、プレシデントの意見では、皇帝
 が新鑄貨（銅貨）を鑄造したため、（銅不足のゆえ）いまは以前より
 高い値段で買いつけ契約をしなければならないので、まだ入手してい
 ない。……………二十万グルデン
 バタヴィアへ。銅、鉄、樟脳、漆器、米などを。…二十五万グルデン
 タイオワンへ。日本で要望される品の購入とバタヴィアおよびジャワ
 島内の貿易向けの金の購入、さらに故国への帰り荷としてシナ商品の
 購入のために残額を……………二百八十七万グルデン

総計 三百五十七万グルデン

現在、日本では僅かな寄託金（投銀）しか借りることができないの
 で、タイオワンにはごく少額（の資本）しか送られないだろう。だが、
 神よ願わくは、われわれの欲している商品、すでに買いつけ契約をした
 商品が適時にシナからもたらされ、さらにカントンの反物が（タイオワ
 ン）商館に殺到することを。カントンの反物はたとえ値段が上がって

てもわが日本商館にとって無くてはならないものだと言われているか
 ら、それらを入手することは日本における取引に欠かせないのである。
 カンボジャの皮革類、その他の同地で産する日本向け商品は、本年、
 われわれのもとに到着していないが、不幸な事態が起きなければ近いう
 ちに入手は確実である、□。

したがって、会社の状況はこのように恵まれた状況にあり、□（そ
 れゆえ）（東）インド（会社）の状態がそうすることを許すかどうかを
 見てからだが、われわれは一六三八年ごろには貴方がたに現金（輸送）
 を要求しないようにしたいと思っているので、それだけに来る一六三七
 年には商品のほかにプラウエル（前）⁽¹²⁾ 総督に託してわれわれが要望した
 現金すなわち金一〇トンを大いに期待している。

とはいえ、本年の本国への帰り荷が、神の加護によって今後とも続く
 ことを願うような、別して大きく価値あるものになるのか、それとも万
 事それほど好都合には運ばず、多くの危険、障害、妨害を被り、そうし
 た状況のもとに「神よそうならないように守り給え」、ここ（東）イン
 ド（会社）の状態が貿易を継続すべく、あまりに多くの損失に悩むこと
 になるのか、将来のことを言うのはやめるとして、

われわれはさらに（一六）三八年ごろ用いるために以下のように現金
 で金三トンを貴方がたに要望したい。すなわち
 レアール・ファン・アハテン銀貨、八万枚……………二十万グルデン

レイクス・ダールデル銀貨、二万四千枚……………六万グルデン
補助貨幣としてスタイフェル銀貨、スヘリング銀貨……………四万グルデン
小計 三十万グルデン
われわれが注文帳で注文した商品をまずは品質、数、量ともに（満たして）送って頂きたいが、これらの商品やそれ以外の商品などとは別に、今後の仕入れの費用としてわれわれが見積っている額

……………三十七万五千グルデン
総計 六十七万五千グルデン

一六三七年に、われわれは現金（の舶送）を貴方がたに要望することはないだろうと思う。ただし、レアル銀貨は当地で日本銀をもって製造することができないので、どうしても必要な若干のレアル銀貨は別にしなくては。にもかかわらず、貴方がたは、神の祝福によって大事が出来しなければ、当地の仕入れ値で金二〇トンから二五トンを帰り荷としてわれわれに期待できるだろう。全能の神がその恩寵と会社業務の繁栄のゆえにいよいよ感謝されんことを。

（会社が）海上の支配者たることを続けることができるように船力と人員が補充されることを、衷心から、声を大きくして進言したい。東インド会社の状態は多くの人に嫉視されており、いまや好調なだけに、なおさらそうである。それゆえわれわれは狡猾で頑強な企み、とりわけスペイン人その他の企みを防がなければならず、会社の没落をはかる策動

に昼となく夜となく、注意しなければならない。
われわれは平戸島北西岸にある湾を取調べ、よく注意しながら訪ねたが、（港として）適しないことが分かったので、今後も河内浦で航海の準備をする。

アントニオ・ファン・ディーメン、フィリップス・ルカスゾーン、アルト
ウス・ヘイゼルス、アントニオ・カーンより、バタヴィア発 一六三七年
十二月九日（同、六一一頁、六四二頁）

貴方がたは、われわれの最後の報告によってタイオワンの長官だった
ピーテル・ノイツの釈放と彼がいかにしてその年（三六年）（当地に）
留まることになったかについて知ったであろう。以来彼の裁判が行なわ
れ、つぎのような結果になった。すなわち、畏敬すべき司法会議はイン
ド評議会の承認をえて、会社本店にとり大きな障害、いちじるしい不利
益となった、たびたびの不法行為と重大な失敗に関し、彼の身分と地位
を剝奪するとともに、以後なんらかの榮譽ある職務や地位に就いて会社
に勤務することはできないことを宣告した。判決文と法廷記録に従っ
て、会社の資金、船、人員が日本で差し押さえられたとき以降、俸給を
与えられなかったことにすると宣告され、そのうえ彼の地位に應じて配
分された生糸で、食費として日本人に支払ったものに相当する額二七、
二二〇グルデンの没収を申し渡され、さらに彼の行なったすべてのこと
が断罪された。本報告書に添えて判決文と裁判記録の写しをお送りする。
貴方がたがヘット・ホフ・ファン・ホラント号で送ることを委ねられた
計算書の抜粋によれば、ノイツは会社本店に対して、二二、一七二グル
デン一〇スタイフェル五セントの額の負債を負っている。上記ノイツ氏
は当然ながら解職されたが、当地に留まり、「聞くところによると」家

・屋敷を構えており、貴方がたから許可をえることができれば、ふたた
び当地に帰りがたっているようにみえる。われわれはそのように理解し
ないが、彼はいまだに会社への大きな貢献をなしたと誇っている。⁽¹³⁾

われわれはカンボジャから日本に向けて送りつけるはずの鹿皮を大量
に安く買いつけることを期待していたが、去る三月四日、全く突然にカ
ンボジャへ姿を現わした四隻のシナ人の小ジャンク船によって、以下の
ような状況に立ちいたった。すなわち小ジャンク船の到着とともに上記
鹿皮の値段が上がったのみならず、われわれがすでに契約した分まで約
束の値段より余計に支払わされる破目に陥るか、あるいは恐らく契約の
大部分が破棄されてしまうだろう。このようなわけで、上記小ジャンク
船二隻は鹿皮の買入れを取り止め、他の二隻によって三万枚が運び出さ
れた。このように、日本人は国外への渡航を禁じられているにもかかわらず、
彼らの資本は上記在日シナ人によって海外に送られ、シャム、カ
ンボジャ、広南において頑強にわれわれの前に立ち塞がっている。皇帝
と閣老がいつかこれらの在日シナ人について誤りのない協議をすれば、
われわれは彼らが日本国内への居住を禁止されることを期待しえよう。

アントニオ・ファン・ディーメン、フィリップス・ルカスゾーン、アントニオ・カーンより、バタヴィア発、一六三七年十二月二十六日（同、六五九一六六一頁）

プレシデント・クレーケバツケルの十一月二十日付け報告により、われわれは以下のことを知った。すなわち、会社の船舶はすべて恙無く速やかに日本へ到着した。「全能の神が讃えられ、その恩寵が感謝され給わんことを」。本年もまたマカオから六隻のガレオット船が白生系は少量にして、信じられないほど数多くの反物その他の商品を載せ日本に來航し、同じくシナの小ジャンク船六四隻も來航して百ピコルの生糸と、その他多くの商品を市場にもたらしたので、シナの商品は日本で非常に値下がりした。ポルトガル人がもたらした約三十万反の白沙綾は一ピコルにつき三乃至四テールという安値で売り捌かれた。残余の商品の覚え書きをアムステルダム号で貴方がたに送る。われわれの船はまたガレオット船出帆後十五日のあいだ留め置かれたが、その原因は皇帝の病気にあったと言われている。ガレオット船は日本からスホイト銀、二、一四二、三六四テール・六マース・五コンデリンを運び出した。彼らは日本では船舶抵当貸付も利子つきの金も借りていなかったが、この航行にはカントンのシナ人の大資本を高い利子で引き受けていることからみて、本年彼らの利益は少額にとどまるだろうと考えられる。しかしわれ

オランダ連合東インド会社と日本貿易

われの考えによれば、（ポルトガル人は）われわれが目論んでいるのと同じ方針を持っている。すなわち、その方針とはわれわれが彼らを出し抜こうとしているように、彼らもわれわれを出し抜こうとしていることである。彼らはそのような目的で、自分たちが運んできた三七三ピコルの白生糸をマカオで仕入れた値段で売り出したのである。したがって、会社手持ちの白生糸約千ピコルの値段は一ピコルにつき二二〇テールとなり、タイオワンで買い入れた相場を僅かしか上回らないという有様であった。生糸価格はさらに何回も要求したのち、結局、去る十一月九日、平均して二五二テールに決められたが、経費と利子を差し引かないで、百分の三十の粗利益をえたに過ぎず、僅かな利益であった。その他の商品はすべてまだ売れておらず、ただ胡椒が一ピコルにつき二二テール、ボルネオ樟腦が一カティにつき三六テール、また赤羅紗数反が一間につき二三―二四テールと良い値で売れた。そしてプレシデントは以下のように考えている。すなわち、本年日本にもたらされた会社の商品はすべてを平均しておよそ五十パーセントぐらいの利益であり、それ以上にはならないだろうと。また紗綾、綸子、麻布は、いくら高い値段で売るために、良い折を見計らって売りに出すつもりであり、その利益は日本において、六ヶ月期限、月二パーセント（の利子）で借りた四十万テールの清算に使うつもりであると。月二パーセントの利子は法外に高い利子だが、銀の不足によるものである。したがって、会社は本年、日

本で借金十五万テールの期限の利子に、来たる正月つまり二月十四日までの延滞利子としてさらに二分の一パーセントを加えて約二〇四、九〇〇グルデンを支払わなければならない。タイオワンにおいては、五〇万グルデンに対して月三パーセント（の利子）を約束したので、失費は約六万グルデンに達することになり、予想された利益を大幅に減少させる。したがってこのようなことが続いてはならない。さもないとすべては無に帰するだろう。したがって、（東）インドの資本はどうしても増額されねばならず、会社はこの癌のような損失を免れなければならぬ。さもないければ、われわれは他の者をふとらせ、われわれ自身をさせさせてしまおう。そして故国への帰り荷を削減するかあるいは今後二、三年のあいだに、金一〇一二トンが現金でネーデルラントからわれわれのもとに送られなければ、このような状態を匡正することはできないだろう。

故国への積荷は、これを減らせば必ず損失と困惑を伴うだろう。大きな損失と貴方がたの困惑を伴わずに、これを減らすことはできない。タイオワンにおいて、われわれは貿易を持ちこたえなければならず、また注文した商品はすべて商人たちから引き取らなければならないから、そのため大資本を必要とする。したがって、われわれは（上述クーケバツケルの）の日本からの報告に、現金（の船送）に対するわれわれの要求を緩和するなんらの理由も見出さず、それどころか現金が削減される

ことなく、十二分に供給されるよう（一六三八年度にどれだけの現金が送られるかは考慮のほかにして）、また会社の仕組が許容する限りの量が供給されるよう、この一般報告書でお願いする。当地で年利二十四乃至三十六パーセントを支払うよりも、短期間、ネーデルラントで年利五パーセントを支払う方がずっとよい。

平戸の領主が死去した。故閣老雅楽殿の子息で会社に好意的だった友人の閣老阿波殿（酒井阿波守忠行）もまた死去したので、われわれは日本における二人の良き仲介者を失うに至った。平戸侯の子息（松浦肥前守鎮信）は皇帝陛下により父と同じ地位に任ぜられ、プレシデント・クーケバツケルへつぎのように知らせてきた。すなわち上記平戸侯の死が会社の業務になんらかの変化をもたらすこと、もしくは長崎の奉行が以前にもまして会社の業務を自分の方へ引きつけることはありえない。すべては前年と同じ状況のまま、取引の制限は少しも緩和されていないが、ローマ・キリスト教徒の迫害は以前のように継続されているので、われわれはポルトガル人がいざれ近いうちに日本から追放されるかも知れないという期待を与えられるけれども、（他方で）ポルトガル人の利益のために、われわれの船がガレオット船出帆後十五日乃至二十日のあいだ留め置かれ、このことが会社の業務に堪えがたい遅れを引き起すことを考えれば、そのような期待を懐くことは難しい。日本人の気質はまた非常に気難しいので、われわれはいつの時かまたふたたび別の紛

争に陥ることになるのを恐れている。もし日本人が布告や条令を緩和しない限り、将来、日本商館にとって、貿易の継続は堪えがたくなるばかりでなく、損失をひき起こすことにもなるだろうから、そうなたら別の対策を講じなければならぬだろう。

皇帝は、ただ銅錢製造人の申し立てにのみ基づいて、銅の輸出を禁止させた⁽¹⁵⁾。彼は皇帝により新たに命令された小貨幣であるゼネすなわち銅貨の製造の進行が遅れている理由を問われたとき、鑄造所に銅が不足していることを挙げ、不足の原因は外国人により銅が輸出されているからであると答えた。したがってわれわれは、本年、日本からは一カティの銅すら手に入らない。この布告がいつ撤回されるかは神のみが知り給う。

省略〔日本のマニラ攻撃計画〕

われわれはこの（マニラ）攻撃が延期されると期待してよいだろう。もし延期されないとすれば、われわれは今後における事態を損失と危険を回避する方向に導かなければならない。ともかく、そのように無益な援助が日本（貿易）の利益を食いつぶしてしまわないかどうかを熟慮し、この問題を検討しなければならぬ。この件について貴方がたは会社の損失が可能な限り最小となるような方策を練るべきである。われわれはこの件に関しアムステルダム号でさらに詳しくお知らせする。貴方がたはそこに日本（商館）からの書類を見出すことができるから、それらを総括してすべての状況を詳しく了解するだろう。

ジャン・ウォッデル提督率いるイギリス船隊は日本に姿を現わさなかった。ポルトガル人の知らせるところによれば、四隻の船隊はマカオの前方に到着して錨を下ろし、舶載した現金、若干のヨーロッパ商品、食糧品を、シナの商品と交換して日本で利益を挙げようとし、取引を申し込んできたが、ゴアの副王の通航許可書も紹介状も提示することができなかった。申し込みは却下された。船隊は通常の碇泊地に投錨することを許されず、町から二マイルの沖合いに碇泊しなければならなかった。そこで小船により監視され、生鮮飲食物は八日間ずっと町から供給された。ウォッデル提督と主だった者数名は許されて上陸することができたが、他の者は許されなかった。なんびとも生鮮飲食物や商品がイギリス人から買ったり、彼らに売ったりすることはならないと、きびしい罰則をもって禁じられた。イギリス人は同地において彼らの思惑が達せられないことを察知し、マカオからポルトガル人の商品を積んで日本へ輸送し、日本からふたたびマカオ、マラッカ、ゴアあるいはスペイン（マニラ）へ輸送することを提案したが、（ポルトガル人から）自分たちの資本を輸送するためのガレオット船は不足していないと言われ、提案は拒絶された。イギリス人がマカオの沖合いにどのくらい碇泊していたか、そののちなにを目差したか、われわれには今日まで不明である。日本へ行ったとすれば、彼らはもっとひどい扱いを受けたであろう。

アントニオ・ファン・ディーメン、フィリップス・ルカスゾーン、カール・レニールス、「および評議会参事」アブラハム・ウエルシング、コルネリス・ファン・デル・レインより、
 バタヴィア発 一六三八年十二月二十二日（同、七〇〇—七〇五頁）

上記クレーバツケルは去る三月二十五日づけ書翰でつぎのように報告してきた。すなわち売れ残ったり傷んだりした商品が競売で売れたために、会社の倉庫は在庫品のすべてが一掃され、また今期（ここでは一六三七年十一月から三八年三月中まで）販売した商品の代金は、約二万テールを除き、すべて入り、支払いを受けたと。二万テールのうち一万四千テールの価額は掛売りになっており、五二三一テール七マース六コンドリンは江戸において閩老讃岐殿、大蔵殿（青山大蔵少輔幸成）、左門殿その他の領主たちからすぐに受け取るようになっていた。しかし、これに対して月一、五パーセントの利子で借りた三六四、〇〇〇テールの金額が満期になっている。なお一テールは五七スタイフェルである。

アムステルダム号が故国に向けて出帆してから一ヶ月のち、すなわち二月四日、われわれは日本から来航したフロル号で、（いままでと）一変した嬉しい音信を入手した。すなわち皇帝の快癒によって取引は活発化し、すべての商品は値上りし、それゆえ二、〇一一、七〇五グルデン一三スタイフェル五ペニングに達する会社の売れ残った在庫商品はその後売り出しで三、二六八、五六三グルデン四スタイフェルの売り上げ

額になった。その時点までは、ポルトガル人が経験したと同様に、投資した資本を回収することもできないだろうという状況だったのに、実際、神のお導きにより、さらには会社にとって大いなる慰めとなったことに、われわれのあらゆる予想を越えて、上に述べたような結果になった。神よ、パンカドを適用されないトンキンその他の生糸を、見込み違いをして、非常に早い時期（値上りの前）に売らないようにさせてくれたらよかったのに。それでも会社は日本において今期使用した資本に加えてさらに約六十パーセントの利益をえ、これに対して、会社の競争者（ポルトガル人）はなんら利益をえるところなく、航海のために借りてきた船舶抵当貸付金のおよそ四十パーセントを失ったのである。「これとは対照的に」会社のシナ産絹織物がいかに売れたかについて、貴方がたは、一緒に送ったタイオワン・日本商館の文書中にある明細帳を見て頂きたい。

上記の船（フロル号）で受け取った一六三六年十二月末日を期首とし一六三七年十二月末日を期末とする仕分帳によれば、平戸商館における諸種商品の売り上げ額は以下の通りである。……………
 ………………一、四八六、一三〇グルデン六スタイフェル四ペニング
 これに対して、日本における食糧品、新築などの経費、船舶の費用や、関税の代りに皇帝、閩老その他の大官に進呈した贈物の経費や饗応の経費は商館長報告書の四月十四日の項ですべて点検できるが以下の通

りである。なおどの商品が上記の利益を生じたかについては明細帳ですべて点検できる。……………

……………八九、四二五グルデン一五スタイフェル六ペニング
日本での純益は（借金の）利子を控除しないで以下の通り。……………

……………一、三九六、七〇四グルデン一五スタイフェル一四ペニング
なおこの額は昨年貴方がたに報告したよりもおよそ金二トン多くなったが、これは満期の利子を支払うために用いなければならず、（東）イン
ドの資本の増額にはならない。とはいえ、日本では、われわれの予想を
越えて「全能の神は讃えられよ」、（昨年）われわれが推定したよりも
（金）二トン多い利益が挙がっているのである。

上級商務員フランソワ・カロンはペッテン号で平戸からタイオワン、
広南を経て当地バタヴィアに到着した。会社にとってもっとも重要な業
務とさまざまな問題とりわけマニラ問題に関する日本での経過につい
て、クーケバッケルの報告書に加え、さらに口頭でも報告するために、
またあれこれの問題点について会社に最善となるようわれわれと協議を
重ねるために、さらにクーケバッケルが、任期満了のゆえに、その解任
を熱心に願っていることから、日本における会社業務を継続し、最高
権限と監督の任務を帯びるといふ役目を果たすために、彼は当地に來た
のである。（クーケバッケルの）報告書と上記カロンの口頭の報告によ
って、われわれは有馬、天草の領地に生じた騒乱を知った。すなわちそ

オランダ連合東インド会社と日本貿易

の領地の農民は、「人々の言うところによれば、不適切で堪え難い貢租
によって苦しめられたがゆえに、」彼らの支配者たる有馬、唐津の藩主
に叛乱を起こし、有馬のキリシタンがそれに合流した。こうして男、女
合わせて約三万余に及ぶ人々は古城に立て籠って防備を固め、八万の軍
勢をもって城を包囲する皇帝軍に連日大きな被害を与えた。三月二十一
日および四月十四日づけのわれわれの報告書において、二月十七日まで
この事件の経過が非常に詳しく報告されているので、われわれは事件
に関し、本報告書でより詳しい報告をする必要はないだろうが、ひとつ
だけつけ加えたいことは、プレシデント・クーケバッケルが三月二十五
日づけの書翰で、この件に関し詳細に述べている事柄、すなわち閣老
伊豆殿、左門殿の命令で、クーケバッケルみずからフライト船レイプ号
を率いて有馬に赴いたことである。そしてフライト船の非常に貧弱な五
ポンド鉄製大砲をもって敵の要塞に立ち向かうことは名誉よりも恥辱を
えることになる、クーケバッケルには容易に分っていたけれども、彼
はそのことを進言するよりもすぐに馳せ参じた方が賢明であると考え、
かくして去る二月二十四日叛乱軍の要塞の前方に投锚し、上記の閣老や
長崎奉行は大いに満足した。五門（のゴーテリング砲）は陸上に据えら
れ、陸上とフライト船上の砲は敵の要塞に向けて火を吐いた。われわれ
が（敵に）与えた被害は僅かだったけれども日本人は満足したように思
われた。ところで前記プレシデントは上記フライト船が長くひきとめら

れ、タイオワン、バタヴィアへの航海が妨げられて会社の大きな損失になることをひどく憂慮していた。というのもクーケバツケルは包囲軍が皇帝からも一兵も消耗することなく、三ヶ月分以上の糧食は持っているが叛乱軍を苦しませ餓死させるよう命令されているので、その作戦は緩慢であることを知っていたからである。だがそのあと三月十二日に、彼は全く思いがけず（平戸へ）出発してよいとの許可を与えられた。けれども彼はさらにお役に立ちたいとの申し入れをし、閣老たちから（オランダ人の）功績に満足しているとの返答をえ、彼が皇帝に対して大いに忠勤を尽くしたこと、彼らは前進していまや味方の大砲によって危険にさらされるほど敵要塞の至近距離に達したことに對し好意的な感謝を受け、出発を許可された。「オランダ人の協力の」迅速さが日本人を喜ばせたことはたしかだが、われわれが任務を解かれるに至った理由が彼らの言った通りであるかどうか疑わしい。それどころかわれわれは肥後と竜造寺の領主「彼らはこの戦争の指揮を命じられていた」から以下のよう聞いた。すなわち皇帝はむしろ外国人がこの遠征に呼び寄せられることのないように、また（外国人の援助は）非常にすぐれた（皇帝の）軍隊の名声にかかわるなどと思つたことだろうと。さればこそ、籠城軍もまたそのことを（皇帝に）告げ知らせるために三月一日、手紙を結えた矢を城中から放ち、日本には忠義、勇敢な兵士が多数いるのに、なぜオランダ人に援助を求めるとかと問いかけたのである。それはともかく、

われわれが気に入られ、そのうえひどい遅れもなく退去を許されたことはたしかである。この内乱がいかなる結果をひき起こすことになったかをわれわれは程なく知ることができたが、農民戦争は三月十二日までに皇帝軍兵士五七二人の生命を奪い、そのなかには多くの大領主たち、ことに会社に好意を寄せた友人である閣老内膳殿（板倉内膳正重昌）がいたのである。

この叛乱は、多くの人びとによって、ずっと以前の大坂の乱と同じくらい危険な結果をひき起こすと考えられ、単なる農民一揆ではなく、何人かの追放された大貴族や聖職者が多数の軍旗を胸壁に植え、そのあいだには赤い十字架や大小さまざまな木の十字架を立てて叛乱を支持したことはたしかだと信じられている。長崎の住民はひとりとして軍隊に参加して有馬に行くことを許された者はなく、シナ人のジャンク船は急ぎの命令によってすべて港を離れ、町は三百人の兵士によって海陸から監視下に置かれた。

ドン・フランシスコ・デ・カステル・ブランコを代表とするポルトガル人使節が恒例の拜謁をするために献上した品物は、皇帝への拜謁も閣老への謁見もいまま、二月六日に受納され、直ちに（江戸）出発を許された。同月二十一日彼らは平戸を通過したが、往路に際してしたように、（船に）旗を掲げることを許されていなかった。長崎へ着いたドン・フランシスコは綱を巻きつけた乗物（乗物）すなわち駕籠に乘せられ、地上に足

をつけないように、また誰とも話さないように、小船から彼の住居すなわち牢獄に運ばれた。人びとの意見では、もしポルトガル人が本年日本国から追放されないとすれば、こののちそのようなことはまず起こらないだろうが、ひどくなる苦しみに脅かされて彼らの方から日本を立ち退かざるをえないことになるだろうと言われており、実際そうなるように仕向けられているようにもみえる。今後近いうちに、それらのことに関して確かなことが分かるだろう。

それまで多くの商人たちの意見では、ポルトガル人の献上品は受け取られないだろうし、また日本からの退去を言い渡されるだろうということだったが、彼らの献上品が受納されたことは京ミヤコにおいて取引の沈静化をもたらした。とはいえ京ミヤコにおける生糸価格は依然として一ピコルにつき四二〇テール、四三〇テール、四四〇テール、トンキン生糸は三四〇テール、最高のボギー糸は三五〇テール、タイオワンの白紗綾は一反につき四テール、白縮緬は三八テール四〇マース、赤縮緬は五六テール、五八テール六〇マースで、その他の商品もすべて同じように価格を維持した。

〔五行欠落〕

マニラ遠征についてはさらに催促を受けていない。われわれは多くの仕事に追われて、会社の貿易が以前のような条件でなんの妨げもなしに持続するようになるといふ要望を閣老たちに差し出すことができなかつたので、クーケバツケルは四月一日の平戸出発を予定して、宮廷への旅行の

準備をした。彼の意見では単なる拜謁以外（の成果）はえられないだろうということだが、神よ、それ以上の成果があるようにし給え。

当地ではカロン氏の滞在中、日本の国情とそこでの会社の状態について、われわれは彼とともにさまざまの論議と考慮を重ねた。とりわけマニラの件でわれわれがいかに振る舞うべきかに関して。この件に対してわれわれは船舶と援助を皇帝に提供しよう強いられているが、ゴア沖でわが最精鋭の軍艦二隻が撃沈されるという出来事のさなか、会社の船舶と援助の供与はなおさら非常に具合が悪いのである。しかしながら、上記カロンの意見により、われわれは以下のように同意した。すなわちわれわれは、本年、適切な口実を設けてわれわれの（援助）提供を免除してもらおうということはせず、内乱の勃発によりマニラ遠征の企図は、本年、実現されないだろうということに望みをかけ、また多分そうなることだろうから、平戸の領主と平蔵殿への手紙で約束した提供を確認するということをする。そして、十分な武力と船舶をもって日本を援助するためにといふ口実のもとに、遠征の件に関しては早目に知らせて欲しいということだけを要望した。この件に関して、貴方がたはわれわれの書翰控帳の中の三〇二番と三〇五番の上記両氏に宛てた書翰（の写し）を詳しく検討して頂きたい。われわれはまた平戸の新領主が年々タイオワンにおいて（いままでの）五千テールに代えて一万テールの商品を自己計算で購入し、会社の船で（平戸へ）送りつけることを承認した。

さらにわれわれは日本では慎重に、従順に我慢強く振る舞わなければならないことをよく承知している。したがって、かの国における会社業務を統率するために、会社にとってもっとも大事なのは穩やかな人柄で、適応力のある捉われない人物である。つまり、徒手をもって鉄を打ち砕く能わずという（オランダの）諺は恐らく日本でもっともよく妥当する。日本の商館には、業務に精通して会社に最高の奉仕をすることができるよう、いつも有能な使用人を十分に配備することを心がけているから、貴方がたもどうかご安心のほどを。

会社の制限された貿易がより多くの自由をえることなどのために、オラニエ公殿下の名前で皇帝陛下への珍奇な献上品を携行する使節を派遣するという、貴方がたが書翰で行なっている提案について、また江戸の宮廷に公使を常置することが有効であるかどうかの提案について、われわれは上記カロンにもこれを伝え、またクーケバツケル氏からの意見を求めた。われわれとカロンは現在の状況においてこれらの提案がともに全く無益であろうと判断した。クーケバツケルもまたそのように了解するだろうことは明白である。というのも大使や公使は当然ながら日本における同位の人びとに準じた名望と威信とをもって振る舞う必要があり、そのことはこの傲慢な国民のなかにあつては非常に羨望をひき起こしやすく、そのために代表（の駐在）は「侮辱を受けるには至らないにしても」少なくとも幻滅の結果となり、会社の業務に利益よりも損失を

多くひき起こすだろうから。この（使節派遣）問題については、その他さまざまな根拠のある理由が挙げられるだろうが、日本からの詳しい返答があるまで言及しないでおこう。商館の活発な取引を維持するためには、実用的で珍貴なあらゆる品を携行した商館代表が恒例の拝謁を行うことこそもっとも役に立つ最善の方法である。日本人は督促されることを好まないの、われわれはなにか（の要求）を貫徹するためには最大の忍耐をもって、時の経過と好機を待たなければならぬ。われわれはつぎのように言っても反駁されることはないだろう。すなわち日本人について言えば、われわれは、自分の儲けで生活をたててゆかなければならぬ商人として小さくなり卑下し、従順に卑屈に振る舞えば振る舞うほど、かの国ではますます好意と好評をえるようになるということ。そして、このことは時が経てば経つほどますます理解され、また経験によって知られるようになるだろう。この国民は甚だ高慢で、他のいかなる国民のもつ知識も評価することがないという理由によつてもまた、われわれは（上のように言つても）反駁されないだろう。「貴方がたの書翰によれば」何人かの人びとがカロンはかの国の会社業務の主宰者の地位に就くには、（日本人に対して）あまりにも言いなりになり過ぎ、妥協的過ぎると判断しているとあるが、それはまた大きな誤解である。よく知られているように、日本では閣老から長崎奉行や平戸の領主までを含めて大官たちに対しては言いなりにならなければならないのが

かの国の実状である。時はかの国民のあいだに大きな変化をひき起こしたので、日本人に対しては妥協的でないならばならぬのみならず、奉仕については、会社の方から奉仕を要請し、奉仕をするためには請願書をもって願出なければならぬというように、よく考えなければならぬ。

われわれは貴方がたのよき意図と有益な勧告に従って、この計り知れないほどの豊かな貿易を維持するだけでなく、それを堅固にし改善してゆくためにも、すべてを献げることをご怠らぬだろう。さらにわれわれは義務を遂行するためにすべて可能なことを実行し、そのうえわれわれの最近の考えによれば、 日本の貿易がうまく成功していることを知っている。貴方がたは使節の派遣についてどうかご放棄して頂きたい。そして、今後もし日本あるいはどこか必要な場所への（オラニエ公）殿下による使節の派遣が会社のために望ましいと判断したら、われわれはそのことについて貴方がたに助言し、（使節の携行する）書翰の内容が適切となるように、その草案を送るだろう。またこの件に関して、貴方がたが当方からの助言を受け取るまでは、事を急ぐ必要はないだろう。さもないと、そのような使節によって利益よりも損害を受ける破目に陥るからである。たとえばシャムの国王を例にとれば、オランダの国王すなわち（オラニエ公）殿下の命令によるのでなければ、（東インド）総督でさえ彼と折衝する資格がないというふうにしシャムの国王は思いこん

でいるのである。

さらに、インド評議会ではプレシデント・クーケバツケル氏の辞任申し出に関して審議されたが、われわれは当地滞在中のカロンの態度を非常に分別のあるものと認めたので、上記クーケバツケルと交替するのに彼が適任であることに關しては全く安心している。¹⁶ それに加えて平戸の領主および平蔵殿はその書翰で、上記カロンは日本の法律を心得ているので、彼を使用すべきこと、さもなければプレシデントが（日本から）退去することを許さないということ、幕府当局の名において委細をつくしてわれわれに命令している。日本ではこれら兩人についてこのように良い評価がなされているが、去る七月十日の（インド評議会）決議に従って、われわれは上記クーケバツケルが本人の希望でタイオワン、トランキンを経て当地に帰航したいというもつともな申し出を承認し、またフランソワ・カロンは前任者と同じ地位と俸給すなわち一ヶ月一八〇グルデンで、感動して新たな会社への奉仕を引き受け、続いて辞令と訓令書を授与された。七月十四日、彼はブレダメ号でタイオワンを経て日本へ向け航行した。神よ彼の責務遂行に祝福を与え給え。われわれは彼の人柄とその行状にはまったく意を安んじている。

（翻訳に当って、日蘭学会理事 ウィレム・レムリンク氏の教示をえることができた。記して謝意を表する。）

注

- (1) Jan (Johan) van der Burch は一六一九年下級商務員となり、二二年四月アラビアに派遣されて上級商務員となったが、一月末スラット沖でポルトガル人の捕虜となった。二四年四月釈放され、翌年、奴隷買入れのためバタヴィアからコロマンデルに航行した。二六年一月会計長官、三〇年一月東インド評議会員として活躍した。三六年八月プトマンスと交替してタイオワン長官となり、四〇年三月一日同地で歿した。
- (2) クーケバツケルについては、本紀要第四四卷一九八三年所載の「オランダ連合東インド会社と日本—*Generale Missiven* 試訳—(一)」注(20)参照。
- (3) 注(7)を参照。
- (4) パンカドその他、以下に述べていることを指す。
- (5) 『平戸オランダ商館の日記』第三輯、二九二、三〇六—三〇八、三二五—三二六、三三〇、三三四、三五五、三六八頁参照。なおオランダ人の生糸も結局パンカドを適用された。同書、四〇〇頁参照。
- (6) ワッセナル号は一六三六年八月二八日平戸に到着し、一月五日平戸を出航、一月一日ジャワに到着した。
- (7) オランダ人が献上した銅製燈架については『平戸オランダ商館の日記』三〇九、三二四、三三三、三四八、三六一頁、また『日蘭学会誌』第九号所収のルーシング・スヘルレル、太宰隆訳「日光東照宮のオランダ燈籠—日本に贈られた銅製燈架とローソク—」、沼田次郎「スヘルレル氏の『日光東照宮のオランダ燈籠』に付して」参照。
- (8) Jacques Specx は一五八八年ごろドルトレヒトで生まれた。東インド会社に職をえ、一六〇七年東インドに航行した。一六〇九年五月ローデレーウ・メット・ペイレン号に下級商務員として乗りこみ、フリウーン号とともに日本に向けてジョホールを出発し、七月初め平戸に到着した。將軍から平戸オランダ商館開設の許可をえ、商館長になった。一三年二月いったんバンタンに帰り、一四年九月再び平戸に戻り、二一年バタヴィアに帰国するまで商館長として東インド会社の対日本貿易の基礎を築いた。二四年東インド評議会の臨時会員、二七年帰国、二八年東インド評議会員に任命され、翌年バタヴィアへ赴任し、東インド総督クーンの歿後、東インド評議会の決定によって臨時の総督に選ばれた。本社の十七人重役会はスペックスの総督就任を認めず、三二年、旧重役のヘンドリック・ブラウエルを総督として派遣した。三二年一月五隻の帰国船団を指揮して東インドを出発し、翌年七月祖国に到着した。歿年不詳。
- (9) 一六〇九年徳川家康がオランダ人に与えた通行許可状にはオランダ船が日本国内のどの港で貿易してもよいことを認めていたが、次第に煩鎖な制限が加えられ、鎖国時代に入りいっそう強められた。
- (10) 『平戸オランダ商館の日記』第三輯、四〇五—四〇六頁。
- (11) タイオワンから五マイルの地に在り、港の水深が深く、好んでジャンク船が訪れた。『バタヴィア城日誌』二一五、二四一頁参照。
- (12) 十七人重役会は一六三九年九月一七日、ノイツの要求に対して一万八千グルデンを支払った。Pieter van Dam; *Beschryving van de Oostindische Compagnie*, II, p. 316.
- (13) 『平戸オランダ商館の日記』第三卷、四六六—四六七頁参照。
- (14) 前掲書、四三八—四三九、四四四—四四五、四九一頁参照。なお銅銭の鑄造に関しては、同書、四〇一頁および注(7)参照。
- (15) カロン (François Caron) は一六三八年二月一九日ペッテン号でバタヴィアへ向けて平戸を発った。七月一〇日東インド評議会はカロンを次期の平戸商館長に決定し、カロンは九月五日平戸へ戻り、三九年クーケバツケルがバタヴィアへ向けて平戸を出帆した際、商館長を引き継ぎ、一六四一年二月三日まで在任した。彼の平戸商館長時代の日記は『平戸オランダ商館の日記』第四輯一六八—四六〇頁に所収されている。